

＜市第 4 号議案関連資料＞

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 趣旨

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定を受けている法人のうち1法人から、主たる事務所の所在地の変更の届出がありました。

そこで、当該法人の条例別表に掲げる主たる事務所の所在地を変更するため、本条例の一部を改正します。

2 主たる事務所の所在地を変更する法人

特定非営利活動法人ワーカーズわくわく

3 条例の一部改正内容

条例別表の主たる事務所の所在地を「瀬谷区南台一丁目17番地の3」に変更します。

条例別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人 ろぼと野草の会	中区松影町 3 丁目 11 番地 の 2	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 ぱれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目 26 番 14 号	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 26 年 3 月 6 日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリ ーム	戸塚区深谷町 1, 411 番地の 5	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目 10 番 12 号	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町 25 番地の 1	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 さくらんぼ	瀬谷区三ツ境 10 番地の 6	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 30 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 市民の会寿アルク	中区松影町 3 丁目 11 番地 の 2	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 30 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目 9 番地の 9	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	中区真砂町 3 丁目 33 番地	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目 38 番 13 号	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ	神奈川区幸ヶ谷 4 番地	平成 27 年 1 月 1 日から 平成 32 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく	瀬谷区瀬谷四丁目 30 番地 の 2 ↓ <u>瀬谷区南台一丁目 17 番地 の 3</u>	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 33 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 びーのびーの	港北区篠原北一丁目 2 番 18 号	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで

主たる事務
所を変更す
る法人

4 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第314条の7 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

- 3 第1項第4号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

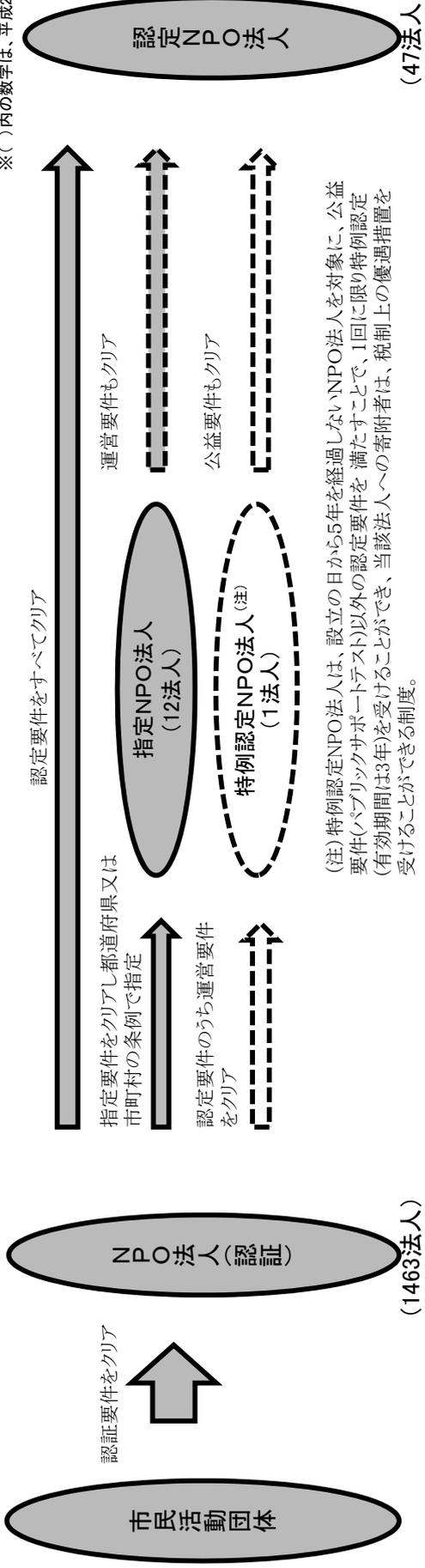
※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

5 参考資料

特定非営利活動法人（NPO法人）制度の概要 別紙1

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、平成29年2月28日時点の法人数。



(注) 特例認定NPO法人は、設立の日から5年を経過しないNPO法人を対象に、公益要件(パブリックサポートテスト)以外の認定要件を満たすことで、1回に限り特例認定(有効期間は3年)を受け、当該法人への寄附者への寄附者は、税制上の優遇措置を受けられる制度。

	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていないこと (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと イ (7) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (4) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 相対値基準 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 絶対値基準 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ 指定NPO法人であること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市長会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) 認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間